

る如き言動に出でざる限業務に依る解雇は爲さざる事」を聲明しましたら代表者諸君は御了解の下に引取られました時に午後四時過でありました、

而して翌二日は大多數の諸君が孜孜として作業に従事せられつゝ、あるに拘はらず前日朝工務室へ詰め掛けられた一部(數十名)の諸君に限り怠業をなし爲めに工場全般に悪影響を來し遂に續々中途退場の申出を見るに至つた事は當社の甚だ意外と致す處で誠に痛恨に堪へませぬ、そこで之れは前日代表者諸君と懇談した事が尙徹底せなかつたものと認めまして再び支配人より全部の諸君に對し「當今産業界の危機に瀕し況んや最も其打撃の甚だしき我が機械工業の維持經營困難なるの秋に當り協力一致を以てしても尙及ばざるを憂ふるの際徒らに争はんが爲めに争はんとするが如きは自らの禍を招く結果に陥るものにして甚だ寒心に堪えざるなり、諸君にして當社を傷け産業を破壊せんとするの惡意あるに非らざれば當社が平素執り來れる協調の誠意と正義とを了解あつて穩やかに就業せられ度」旨懇々も話し申上げました次第で諸君も既に充分御了解のあつた事と信じます、

依つて當社は先づ以て諸君の最も重要とせられて居る左記三項に對し審議を遂げ尙組長、伍長諸君とも相計り茲に愈々發表をして即時實施致します次第であります、どうか諸君に對し誘惑が來ても之れに迷ふて知らず識らずの間に奈落の底に引ずり込まれぬ様深き信念を以て充分御注意の上安心して業に就かれん事を切に希望致します、

記

(イ) 會社ノ業務上ノ都合ニ依リ解雇シタル時ハ左ノ方法ニ基キ解雇手當ヲ支給ス

勤續年數	支給額
一 年 未 滿	定備日給十四日分以上二十五日分以内
一 年 以 上	二十五日分以上三十七日分以内
二 年 以 上	三十七日分以上四十九日分以内
三 年 以 上	四十九日分以上六十一日分以内
四 年 以 上	六十一日分以上七十三日分以内
五 年 以 上	七十三日分以上八十五日分以内
六 年 以 上	八十五日分以上九十七日分以内
七 年 以 上	九十七日分以上百九日分以内
八 年 以 上	百九日分以上百二十一日分以内
九 年 以 上	百廿一日分以上百卅三日分以内
十 年 以 上	百卅三日分以上百四十五日分以内
滿十一年以上ハ別ニ之ヲ定ム	

- 二、本雇及臨時雇ニ之ヲ適用ス
  - 三、期間ヲ定メテ一時的ニ雇入レタルモノニ對シテハ之ヲ適用セズ
  - 四、解雇ニ當リ豫告ヲ爲サルコトアルモノ之ニ對スル貸金支拂ノ義務ヲ負ハズ
- 入職後參ケ月間ヲ經過シタル臨時雇ニシテ成績優良ナルモノハ本雇ニ採用ス  
年二回拔擢昇給ヲ行フ

大正十一年九月四日

株式會社大阪機械工作所